

# 短期金融市場取引活性化研究会

平成13年4月～14年3月取り纏め事項

2002年4月

## 目 次

### ・有担保コール取引の今後

- 1 . 短資取引担保センターの今後について(取り纏めペーパー)
- 2 . 短資取引担保センターの今後について(10月短資報告)

### ・R T G S 化後の市場慣行

- 1 . 日中コールの市場活性化について
- 2 . 短資経由のコール取引の手形レスについて
- 3 . 短資取引におけるコール刻み幅について

### ・リコンサイル業務の円滑化

- 1 . 統一リファレンス番号について

### ・その他

- 1 . 日銀ネットに係る要望
- 2 . 利付金融債に係る短資取引担保登録社債等代用証書制度について
- 3 . C L S の概要並びに短期金融市場に与える影響について
- 4 . 短期社債等の決済実務について

### 付属資料

- 1 . R T G S 化後の市場慣行に関するアンケート結果について
- 2 . 短資取引担保登録社債等代用証書制度の概要について
- 3 . 投信コール・日銀ネット備考コード一覧について
- 4 . 短資経由のコール取引の歴史
- 5 . 交付税特会証書貸付債権の日銀担保適格化について(財務省あて要望書)
- 6 . C P 新現先に関する基本契約書、及び付属覚書について
- 7 . 平成 13 年度短取研議題一覧
- 8 . 研究会構成メンバー

## ．有担保コール取引の今後

### - 1．短資取引担保センターの今後について(取り纏めペーパー)

#### 1．議論の背景・経緯

短資取引担保センター（以下担保センターという）の保守契約が 15 年 3 月末をもって終了することが決定しており、担保センターを利用した有担保コール取引のあり方を議論する必要があった。

そこで、短取研並びに 13 年 7 月に設置した新担保センター検討WGにおいて本件について検討した。

#### 2．担保センターを利用した有担保コール取引の意義について

下記諸点から担保センターを利用した有担保コール取引の現時点での存在意義は大きい。

運用/調達が多様化

担保種類の拡大

セイフティネット的位置付け

短資による取り手と出し手のミスマッチの補充による市場の円滑化

コンテンジェンシーとしての位置付け

担保現物処理等に関する市場全体の安全性・効率性の向上

#### 3．昨今の市場環境の変化について

有担保コール市場は最近 10 年間市場残高は漸減し、今年度のボトムの高は 5 兆円程度。

日本銀行が 13 年 3 月からゼロ金利に金融政策を変更したこと及び、13 年 9 月以降短資取引におけるコール刻み幅が 1/100%から 1/1,000%に変更したこともあり、短資取引における利鞘・ブローカレッジが減少。

#### 4．日本銀行の意向

担保センターの存続/廃止は市場参加者で判断すべき事項。但し、以下の点を十分配慮して議論して欲しい。

担保センターを廃止する場合は別途担保付の即日資金調達市場を整備する必要がある。同様に、担保センターを存続する場合も、振込国債等（流動性・信用力の高い担保）を利用した、担保付きの即日資金調達市場の整備にも併せて注力して欲しい。その場合は日銀としても積極的にサポートする。

担保センターを存続する場合は、少なくとも短資ブローキングへのシステム対応を行う  
他、下記の4点について改善し一段と洗練された市場となる様見直して欲しい。

約定書の改善

担保センターの障害時対応

短資ブローキングを基本

担保のリスク管理

## 5 . 結論

以上諸点を総合的に勘案し、短資各社は下記2点を前提に現行担保管理システムにブロー  
キング機能を追加し、15年4月以降も担保センターを更新することを決定した。

市場参加者はランニングコストの一部を当面の間負担すること。但し、市場環境の変  
化があった場合はこれを見直す。

市場参加者は本市場を維持・活用する努力をすること。

なお、ランニングコストの当面の間の具体的負担方式は、利鞘・ブローカレッジに含め  
ることなど今後検討を重ね、固まり次第短資から短取研に報告する。

システムの進捗については、今後短資から短取研に定期的に報告する。

日銀の担保センター継続にあたっての4つの要望については、基本的に個社（個別行）  
がリスク管理のあり方として検討すべき点が多いが、短取研としても約定書の整備や担  
保付の即日資金調達市場の整備等についてフォローする。

以上

- 2 . 短資取引担保センターの今後について( 1 0月短資報告)

平成 13 年 10 月 24 日

市場参加者各位

短資協会幹事  
東京短資株式会社

**短資取引担保センターの今後について( 1 0月報告)**

昨年 1 2 月の短期金融市場取引活性化研究会においてご案内致しました、短資取引担保センター(以下“担保センター”という)の平成 1 5 年 4 月以降の対応につきまして、下記の通りご報告させていただきます。

記

- 1 . ランニングコストを当面の間負担して頂くこと 市場を先行き維持・活用する努力をして頂くこと等を前提に、短資各社は、現行担保管理システムにブローキング機能を追加して担保センターを更新することを決定致しました。
- 2 . 尚、ランニングコストの当面の間の具体的な負担方式等につきましては、利鞘・ブローカレッジに含めることなど今後検討を重ね、固まり次第ご報告させていただきます。

以上

## ． R T G S 化後の市場慣行

### - 1 . 日中コール取引の市場活性化について

日中コール取引の市場活性化の観点から、以下のように日中コール取引の標準物組成の必要性について検討を重ねた結果、標準物を創設することとした。

#### 1 . 日中コール取引創設の必要性

日中コール取引のニーズの有無を知る上で、標準物の存在は意義が大きい。

標準物の創設は日中コールマーケットの認知を高めることになり、審査部門・事務部門等の体制整備を行内で行うことが容易になる。

低金利下の現状において、標準物を創設することが即座に日中コール取引の活性化に繋がるとは思われないが、今後市場環境が改善した際に備えて創設しておくことは有益である。

#### 2 . 日中コール取引の標準物

安定的な資金繰りの観点から、当日約定当日受渡し取引(キャッシュ物)、当日約定翌営業日受渡し取引(トムスタート物)、当日約定翌々営業日受渡し取引(スポットスタート物)の標準化。

市場参加者がニーズのあると想定される標準物の時間帯は下記の通り。

<標準物の時間帯> - コール決済時間帯、オープン市場決済時間帯及び手形交換等の時点決済を考慮した上、単純化した案。C L Sに係る日中コール取引のニーズが不明瞭であるため、C L Sに係る標準物は今後の検討課題とする。

9 : 1 0 ~ 1 3 : 0 0 ... コール取引の決済時間帯と手形交換決済時間(12 : 30)を考慮

9 : 1 0 ~ 1 6 : 3 0 ... 一日もの

1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0 ... オープン市場の決済時間帯と内国為替決済時間(16 : 15)を考慮

【 1 4 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0 過ぎ ... C L Sに係る決済時間帯 】

上記を標準物とするが、これ以外の時間帯で相対の取引ニーズにより取引を実施することを阻害するものではない。

以上

## - 2 . 短資経由のコール取引の手形レスについて

短資経由のコール取引については現状コール手形(一覽払いの約束手形)が発行されているが、これを手形レスとすることについては、取引の成立とは無関係であることから問題ないと考えられる。

また、デリバリーリスク軽減・事務効率化の観点から市場活性化に繋がること、D Dコール取引ではすでに手形レス取引が主流であること、及び米国や欧州においても通常手形レス取引が行われていること、並びに RTGS 化後の市場の流れである S T P 化・ペーパーレス化に沿ったものであることから、短資経由のコール取引の手形レスを標準とすることの意義は大きいと考えられる。

RTGS 化後の市場慣行整備について本年度の研究会で検討してきたが、「短資経由のコール取引の手形レス」についても検討すべきとの市場参加者からの強い要望があった為、法的側面・税務面並びに市場活性化の観点から検討を重ねた。

### 1 . 法的側面について

コール取引は「金銭消費貸借契約」として考えるのが通説である。金銭消費貸借契約は要物契約であり、資金の取り手が出し手から金銭を受け取るにより契約は成立する。即ち、通説に従えば、コール手形の発行は取引の成立要件ではない。つまり、手形レスの場合も、資金の授受によりコール取引は有効に成立する。

コール手形が発行される場合、手形の善意取得者等は簡易な手形訴訟手続により手形金の支払を求めることが可能であるが、たとえ支払請求を認容する判決が出たとしても、手形判決の場合、判決に不服な当事者が適法な異議申立をなしたときは、訴訟は口頭弁論終結前の状態に戻って通常手続で審理、裁判が行なわれる。つまり、適法な異議申立がなされる限り、手形判決がそのまま確定することはない。

### 2 . 市場活性化について

コール手形を発行する場合は手形を喪失するリスクがある。その様な事態に陥った場合は公示催告・除権判決の手続が必要である。手形の券面には「コールマネー」との表示もあり、喪失した手形を第 3 者が善意取得する可能性は極めて低い、理論上は全くリスクがないとは言い切れない。手形レス取引はこのようリスクを回避できる。

また、出し手は手形の保管管理が不要になること、取り手は手形発行事務がなくなる  
こと、また短資は手形のデリバリー事務がなくなることを勧案すると、手形レス取引  
は事務効率化に資する。

DDコール取引やユーロ円取引等は通常手形レス取引であり、DDコール取引やユー  
ロ円取引と比較して短資経由のコール取引は事務管理上非効率事務である。従って手  
形レス取引は非効率事務改善に資する。

上記により手形レス取引は市場活性化に繋がる。

また、手形レス取引はRTGS化後の流れであるSTP化・ペーパーレス化に沿ったもので  
ある。

### 3. 結論

短資経由のコール取引は相対取引でありその取引条件は相対で決定するものではある  
が、法的側面において問題がないこと、及び市場活性化の観点から有効であることを  
勧案すると手形レス取引が望ましい。

以上

下記に記す現状認識の下、短資取引におけるコール刻み幅の見直しを実施する必要性について検討を重ねた結果、システム面を含めて実務的な観点からも市場参加者が各自の判断で実施することについては特段の問題がないと結論づけた。

## 1 . 現状認識

インターバンク市場取引要綱から抜粋

- ・取引レートは、32 分の 1 % 刻み及び 100 分の 1 % 刻みの併用とする。
- ・32 分の 1 % の刻みによる取引の場合のレート呈示は、小数点以下は分母を 32 で固定した分数としてその分子のみを表明することとし、100 分の 1 % 刻みによる取引の場合のレート呈示は、小数点第 2 位までを呼称、最後にパーセントと表明することとする。

現状認識

- ・実際の取引はインターバンク市場取引要綱に準じて行われている。
- ・ゼロ金利下、100 分の 1 % 以下の刻み幅のビッドがある。
- ・日銀はオペの刻み幅を 100 分の 1 % から 1000 分の 1 % に変更済。
- ・その他取引（DD コール、ユーロ円等）は制限なし。

## 2 . 論点

短期金融市場全体の活性化の為、刻み幅を変更する必要があるか仮に変更するとして、その変更案は下記の通り。

- ・取引レートの刻み幅を 32 分の 1 % 及び 1000 分の 1 % とする。
- ・取引レートの刻み幅の制限を撤廃する。

変更する場合の留意事項は下記の通り。

- ・日銀はコール無担 O/N 取引の加重平均を公表しており、事前の説明が必要。
- ・情報ベンダーもコール無担 O/N 取引の加重平均を発表しており、事前の説明が必要。

## 3 . 結論

システム面を含めて実務的な観点からも市場参加者が各自の判断で実施することについては特段の問題がないとした。

以上

## ．リコンサイル業務の円滑化

### - 1 . 統一リファレンス番号について

現状の備考コードで充分とは言えないものの大きな問題がなく回っていること、並びに本件導入した場合のコストと効果を勘案すると、現時点での導入意義は小さいことから、現段階での統一リファレンス番号の導入は時期尚早とした。

#### 1 . 前年度までの検討状況

##### ( 1 ) 検討内容

RTGS 化後はオープンエンド取引・ネットィング取引の利用が活発化することが予想される。その場合入金内容のマッチングは現在よりも複雑化する可能性があり、マッチング業務の効率化や、投信・生損保の決済・着金確認を迅速化するうえでも、取引確認番号の活用は効果大。

##### ( 2 ) 期待される具体的メリット

リコンサイル(入金確認・入金消し込み処理等)業務の円滑化  
代行決済業務における着金確認の迅速化(委託先への早期通知が可能)  
当座預金管理業務・決済代行業務の STP 化推進  
業務処理の迅速化による、RTGS 化後の短期金融市場の円滑化・安定化

#### 2 . 本件に関する市場参加者の主な意見

現段階での統一リファレンス番号の導入は時期尚早と考える。  
但し、将来の STP 化推進・市場全体の円滑化には必要不可欠であり、証券の統一決済の状況等を踏まえた上、本件導入について引続き議論していきたい。

#### 3 . 上記 2 . とした事由

現状の備考コードで充分とは言えないものの、大きな問題がなく回っていること。  
本件導入した場合のコストと効果を勘案すると、現時点での導入意義は小さいこと。

以上

．その他

日本銀行 御中

平成 13 年 7 月 25 日  
短期金融市場取引活性化研究会

- 1 . 日 銀 ネット に 係 る 要 望

項目	要望	理由
．日銀ネット終了時刻の見直し	内国為替延長時の国債系の延長	現在内国為替決済時刻の延長時は日銀ネット当預系の延長を実施中であるが、国債系についても併せて延長して欲しい。 RTGS 下では、資金決済と国債取引は関連性が非常に強く、どちらか一方の決済時刻の変更はもう一方の決済に影響を与え、市場参加者が不測の流動性リスクに晒される可能性が高いと考える。
．補完貸付制度の借入申込時限延長	CLS 導入後の流動性対策	CLS 導入後の流動性確保及び決済リスク低減の観点から、補完貸付制度の借入申込み時限延長を希望する。
．日銀ネット機能について	日銀ネット端末での各店の取引履歴照会可能化	事務効率化の観点から要望するもの。 (資金繰り管理部署が各店の入出金の移動を把握する為)
	当座勘定同時処理完了通知の CPU 接続	事務効率化の観点から要望するもの。
	国庫金(交付金)の日銀当預への入金時間帯の早期化	資金効率化の観点から要望するもの。

. 担保について	預金保険機構証書貸付債権の与信担保適格対象化	従来より要望している内容であるが、各業態からの要望が強い為、再度依頼するもの。信用面から適格担保として適当と考えられる。
	交付税特会証書貸付債権の与信担保適格対象化	従来より要望している内容であるが、各業態からの要望が強い為、再度依頼するもの。信用面から適格担保として適当と考えられる。
	与信担保システムのCPU接続	従来より要望している内容であるが、各業態からの要望が強い為、再度依頼するもの。与信担保システムのCPU接続は資金繰り・担保繰り上重要であると考えられる。
	短期国債の償還日までの共通担保利用制限撤廃	担保繰りの観点から短期国債の償還日までの共通担保利用が望まれる。
. 日銀オペについて	売出手形オペ資金決済方法変更	デリバリーリスク削減の観点から現在の日銀小切手による決済から引落依頼電文等へのシフトが望まれる。
	売出手形オペにおける残高証明書発行	第三者による残高監査実施時に取引内容の正当性を提示する必要がある。
. その他	新発債の時価公表の早期化	現在当日の午前中公表されているが、事務効率化の観点から前日の公表が望まれる。
	コールO / N D D取引の計数開示	現在無担保コールO / Nの加重平均は発表されているが、コールO / N D D取引は公表されていない。 短期金利の指標として、取引件数・量ともに増加中のコールO / N D D取引の計数を利用したいと考える。
	日銀当座預金における取引先コードの電子データの提供	事務効率化の観点及び事務リスク削減の観点から希望する。

## - 2 . 利付金融債に係る短資取引担保登録社債等代用証書制度について

日本銀行は平成 13 年 4 月 6 日付日銀業第 548 号において、利付金融債(以下利金債)が 13 年 3 月末をもって日銀の適格担保ではなくなったことを受け、代用証書を発行し得る債券として利金債を指定しないこととした。そこで、当研究会では上記がインターバンク市場へ与える影響並びに、既存分の指定取消しの相当な予告期間について、市場参加者から意見を募った。下記にこれに対する市場参加者の主要意見を示すと共に、市場参加者の意向を踏まえた日銀の対応を記す。

### 1 . 今後の発行分は指定しないことのインターバンク市場取引への影響について

現時点で市場全体として致命的な影響はないとの意見が多いが、以下の影響を懸念する意見も多くの業態から寄せられた。

担保繰りの選択肢が狭まる。

R T G S 化後国債を始めとして日銀適格担保が共通担保にシフトされ資金調達用の担保が不足しているため、円滑な資金繰りへ悪影響。

市場参加者の利便性が低下。

緊急時の流動性確保の手段として利用している市場参加者にとって、流動性確保の手段が限定されてしまう。

充分市場取引参加者等に周知徹底することが必要。

日銀が指定しないのであれば、代替りのしくみを作ることが必要。

本件に限らず、短期金融市場育成・活性化につき中央銀行としての一層の配慮を希望。

### 2 . 既存分の指定取消しの相当の予告期間について

上記も踏まえ、最低でも 6 ヶ月～1 年程度は必要との意見に加え、次のような意見が寄せられた。

既保有者のニーズがある以上償還まで。

現に指定されている代用証書は、短資取引の担保として利用できるため現行の担保センターが保守契約されている平成 1 5 年 3 月末まで。

代替案を検討し、それへの移行期間も含めるべき。

ペイオフ解禁までは各金融機関の流動性確保手段を狭めるべきでないこと年度資金計画の変更は不都合なことから、2 0 0 2 年 3 月までは必要。

### 3 . 日銀の対応

平成 13 年 7 月 2 日付日銀業第 910 号において、既に指定している利金債につき平成 14 年 3 月 29 日限りでその指定を取り消すこと、平成 13 年 9 月 6 日付日銀業第 1139 号において、総ての利金債につき信託関係を終了させる期限を平成 14 年 4 月 30 日と定めた旨通知があった。

以上

### - 3 . C L S の概要並びに短期金融市場に与える影響について

当研究会では今後開始予定のCLSの概要について、講師を招き勉強会を実施した。短期金融市場へ与える影響が大きいため、引き続き当研究会としてもフォローしていくこととした。

### - 4 . 短期社債等の決済実務について

当研究会では今後開始予定の短期社債等の概要について、講師を招き勉強会を実施した。短期金融市場へ与える影響が大きいため、引き続き当研究会としてもフォローしていくとともに、今後市場慣行について検討していくこととした。

以上

【短取研資料】

短取研運営に関するアンケート調査回答集計

1. 今年度の短取研において、研究・議論すべきテーマには何がありますか

- R T G S 化後の問題点並びに市場慣行の整備について
  - ・日中コール市場活性化
  - ・国債のフェイル確定後の資金運用・調達市場の整備、育成
  - ・市場の活性化
  - ・C L S 開始に伴う市場への影響
  - ・コール取引における手形レス化の検討
  - ・異なる投信口を跨るネットティングのスキーム
  - ・付記電文付振替について
  - ・マーケット取引決済方法の多様化
  - ・決済遅延した場合の取扱
  - ・インターバンク市場取引要綱の見直し
  - ・インターバンク市場取引要綱における取引レートの刻み幅の見直し
  - ・レファレンスレートとしてのコールレート公表の整理
- 有担保コール市場の今後について
  - ・短資取引担保センターシステムの保守期限到来に伴う対応
  - ・有担保コール市場の将来性についての議論（活性化策等）
  - ・ブローキング取引の事務フロー、システムの見直し
  - ・ブローキングネットティング取引の運用ガイドライン整備
  - ・決済のD V P 化
- リコンサイル業務の円滑化
  - ・備考コードについて参加者要望の取り纏め
  - ・短資約定確認システムについて
    - オープンエンド・ネットティング区分の追加
    - 非導入先とのコンファーム方法の統一及び導入促進
    - 送信時間の明確化
  - ・リコンサイル業務の円滑化(備考コード漏れ、約定金額と決済金額不一致等)
  - ・統一レファレンス番号について
- その他
  - ・新現先導入・C P 電子市場における影響の検討
  - ・マーケット規模縮小に伴うT I B O R の指標性について

## 2. RTGS 運営に関して日銀への要望事項は何かありますか

日銀ネットの終了時刻の見直し

- ・新発債発行日の時間延長の見直し(短縮、延長回数の減少)
- ・内国為替延長時の国債系の延長(当預系は延長)
- ・内国為替決済時刻(通常 16:15)と国債系入力締切時刻(通常 16:30)との間隔拡大(30分以上)

日銀ネット稼働時刻の繰り上げ(内為開始時刻と開局時刻の相違)

新発債の時価公表の早期化(前営業日)

補完貸付制度の借入申込時限延長、CLS 導入後の流動性対策

日銀ネット機能について

- ・自行の日銀ネット端末がダウンした場合のコンテンツシェーブルへの便宜供与(振替依頼書の電子化及び電子媒体を利用した依頼方法の許容、振替依頼による対象取引追加(付記電文付取引))
- ・日銀ネット端末での各店の取引履歴照会可能化
- ・現金手当て等の為の9時同時処理時点での振替
- ・国庫金(交付金)の日銀当預への入金時間帯の早期化
- ・ネット照会手数料の見直し
- ・当座勘定同時処理完了通知のCPU接続

日銀当座預金における取引先コードの受領方法についてのファイルベース化(現在は紙ベース)

担保について

- ・据置担保の共通担保化の早期実現(スケジュール等詳細の情報開示)
- ・共通担保を日銀本支店共通の担保として欲しい
- ・政府系機関(財務省・預保等)向け貸出債権の与信担保適格対象化
- ・日銀ネット「与信・担保システム」のCPU接続
- ・短期国債の償還日までの共通担保利用制限撤廃

日銀オペについて

- ・吸収オペの長期化
- ・売出手形オペ資金決済方法変更
- ・売出手形オペにおける残高証明発行依頼
- ・フェイル後の臨時オペスキームの検討

コールO/NDD取引の計数開示

新発債決済のRTGS化についての早期実現(スケジュール等詳細の情報開示)

日銀常代による海外中銀との決済RTGS化の早期実現

次世代RTGSの実現に向けたSTP対応の検討

民間-公的機関取引におけるRTGS化の検討

米国GSCCのような国債クリアリング決済機構の設立の検討

国債取引の取引金額(1件50億以下とする)についての再考

リオープン導入に伴う帳票「銘柄別払込予定額等通知」の出力時間前倒し(2時間程度)

預り口及び代行決済先の国債DVPにおけるITC機能付与

以上

## 短資取引担保登録社債等代用証書制度について

### 1. 概要

発行金融機関は、制度の参加業者から登録社債等の信託譲渡を受け、自らを受託者とする信託登録を行った上で、社債等代用証書を発行。

### 2. 代用証書の用途

コール担保、手形売買担保、日本銀行担保（共通担保）

### 3. 発行金融機関の承認、登録社債等の指定

発行金融機関の承認および代用証書を発行しうる登録社債等の指定は、日本銀行が行う。

### 4. 発行金融機関の発行取扱の廃止、登録社債等の指定の取消

発行金融機関からの申し出による発行取扱の廃止については、発行金融機関がそのために必要な事項を日本銀行の承認を受けて定める。

また、日本銀行が必要と認める場合には、相当の予告期間をもって、発行取扱の廃止または指定の取消を行う。

発行取扱の廃止（または指定の取消）に際しては、発行金融機関は、相当の予告期間をもって、参加業者との間の一切の（または当該登録社債等に係る）信託関係を終了する。

### 5. 対象債券

利付金融債および政府保証債

以 上

投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧

備考コード	会社名	備考コード	会社名
601	野村アセットマネジメント	651	エイチ・エス・ピー・シー投信投資顧問
602	日興アセットマネジメント	652	チューリッヒ・スカダ―投資顧問
603	UFJパートナーズ投信	653	シティグループ・アセット・マネジメント
604	大和証券投資信託委託	654	ブルデンシャル投信
605		655	ステート・ストリート投信投資顧問
606	新光投信	656	
607	三洋投信委託	657	クレディ・アグリコル アセットマネジメント
608	第一勧業アセットマネジメント	658	エスジー山一アセットマネジメント
609	日本投信委託	659	しんきんアセットマネジメント投信
610	大同ライフ投信	660	
611	国際投信投資顧問	661	ビ―・エヌ・ピー・パリア アセットマネジメント
612	明治ドレスナー・アセットマネジメント	662	
613	あさひ東京投信	663	ジーイー・アセットマネジメント
614		664	住信アセットマネジメント
615	スミセイ グローバル投信	665	フランク・ラッセル投信
616		666	三井住友海上アセットマネジメント
617	シ―・ピー・モルホウカ・アセット・マネジメント	667	安田ペインウェバー投信
618	インベスコ投信投資顧問	668	朝日ライフ アセットマネジメント
619		669	
620	シュローダー投信投資顧問	670	イービー・エヌ・アム・アセット・マネジメント投信
621	クレディ・スイス投信	671	さわかみ投信
622	大和住銀投信投資顧問	672	アイエヌジー投信
623	さくら投信投資顧問	673	住友ライフ・インベストメント
624		674	ユナイテッド投信
625	農林中金全共連アセットマネジメント	675	トヨタアセットマネジメント
626	富士投信投資顧問	676	エムエフエス・インベストメント・マネジメント
627		677	
628		678	日立投資顧問
629	ニッセイアセットマネジメント	679	三井生命グローバルアセットマネジメント
630		680	スパークス・アセット・マネジメント投信
631	エルカソ・スタイル・アセット・マネジメント投信	681	中央三井アセットマネジメント
632	フィデリティ投信	682	三菱信アセットマネジメント
633	ベアリング投信投資顧問	683	ピーシーイー・アセット・マネジメント
634	ドイチェ・アセット・マネジメント	684	ピムコ ジャパン
635	ゴールドマン・サックス投信	685	エフ・グローバル・インベストメント・ジャパン
636	ガートモア・アセットマネジメント	686	アクサ・インベストメント・マネージャーズ
637	ロスチャイルド投信投資顧問	687	フランク・テンプル・インベストメント
638		688	UFJアセットマネジメント
639	アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント	689	あおぞらアセットマネジメント
640	エイアイジー投信投資顧問	*	日本ビルファンドマネジメント
641	東京三菱投信投資顧問	*	ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント
642	ピクテ投信投資顧問	*	三菱商事・ユービーエス・リアルティ
643	メリルリンチ・インベストメント・マネージャーズ	*	シンプレックス・アセット・マネジメント
644	コメルツ投信投資顧問	*	オリックス・アセットマネジメント
645	安田火災グローバル投信投資顧問	*	東京リアルティ・インベストメント・マネジメント
646	クレディ・リネ・アセット・マネジメント投信	*	日本総合ファンド
647	興銀第一ライフ・アセットマネジメント	*	ウィンカムプロパティ―投信
648	パークレイズ・グローバル・インベスターズ投信	*	オフィスリートアセットマネジメント
649	東京海上アセットマネジメント投信	*	東京リート投信
650	ユービーエス・アセット・マネジメント		

\*投信協会コードに備考コードとして入力不可である英字が入っているため、ブランクで対応

## コール取引方法の歴史(明治から大正期)

### 1. 歴史

- M 2 6 年頃 東京手形売買所と称する支店銀行 14 行の会合ができ、毎日一定の場所に集まり極く短期の資金のやりとりをし相互の金融の便宜を図った。これがわが国のコール取引の走りと言える。
- M 3 2 年 諸井手形部が開業（営業範囲：手形売買、コールマネー等）  
ビルブローカーが開業した理由は、コールマネーは重要であるとの認識があったにもかかわらず、大銀行を中心とした幾つかの金融系統を形成し、限られた範囲でコール取引が実施されていた弊害を是正するため。
- M 3 4 年 金融恐慌
- M 3 5 年 藤本ビルブローカーが開業（営業範囲：手形売買、コールマネー又は借入金を主たる営業資金として、これを手形割引及び貸付に放出すること等）
- T 3 年 第一次世界大戦勃発
- T 12 年 関東大震災
- T 15 年頃 コールの放出は大部分がブローカーによって取扱われ、直取りは極めて希であった。また、自己計算ブローカーと仲介ブローカーの取扱比率は各々42%、58%であった。

### 2. コール取引の定義

コールローンとは「何時にても容易に回収するを得べきことを意味する貸金の総称」にして、目的は「預金に対する支払準備金の一種として」保有すること。（M35年「大阪銀行通信録」三井銀行米山梅吉論文より）

### 3. M 3 5 年頃の取引方法（M36年諸井時三郎著「コールマネーの発達」より）

取引が成立すると、取り手からビルブローカー宛て預金証書を発行し、取り手はビルブローカーからこれと引き替えに出し手銀行宛の小切手を受け取る。取り手はこの小切手を交換所へ提出し取引が終了した。

期限は予め定めるものもあるが、多くは徳義上 1 週間は据置きにして、それ以後は前日の通知をもって出し手・取り手どちらからでも終了する旨随意に申出て、出し手は預金証書を申出日の翌日に交換所へ持出して取引は終了した。

なお、利子については、取り手からコール資金の返却を請求した場合は返金当日まで支払うが、出し手から請求があった場合は前日までの利子を受け取った。

#### 4 . 大正時代前半期の取引方法（ T5 年遠藤白嶺著「コール取引を論ず」より）

ビルブローカーは常に取引銀行間を連絡し注文を取り、出し手と取り手の需給を調節。（電話にて実施）

取引が成立すると、ビルブローカーは取り手に対してコールローン取組表なる報告書を後日の証拠として交付した。

取引成立後の資金授受の方法は、ブローカーの仲介または直接取引の場合は、取り手は出し手に対して直接預金手形（自己宛小切手もまれにあった）を渡し、これと引き換えに出し手から小切手を受領した。

ビルブローカーが自己でマネーを取り入れる場合は、出し手に対し自己あて為替手形を交付してこれと引き換えに小切手を受領し、ついでその資金をローンとして放出する場合は、取り手から預金手形（または自己宛小切手）を受け取って、それと引き換えに小切手を交付した。

その決済は小切手並びに預金手形または為替手形を交換所に持出して行っていた。

#### 5 . 結論

M35 年頃のコール取引の方法、大正時代前半の取引方法双方において、コール取引の際、取り手から手交された預金証書並びに預金手形等は交換所に持出され、決済のために使用されていたことが分かる。

現在のコール取引の決済は手形決済で行わず、日銀ネット上で行われており、歴史的背景も勘案し、コール取引において手形が必要かどうか議論すべきと考える。

（参考文献）

短資協会編「短資市場 70 年史」

以上

平成13年11月13日

財務省理財局 御中

短期金融市場取引活性化研究会

## 交付税特会証書貸付債権の日銀担保適格化について

当研究会では、国債の市場取引の増加を受け、市場参加者における日銀担保種類の拡大のニーズが強いことから、掲題について日本銀行に要望書を提出してまいりましたが、下記のとおり、いまだ認めていただいております。

貴省におかれましても、私ども市場参加者のニーズをご理解いただき、交付税特会証書貸付債権の譲渡性改善などにつき、宜しくご高配を賜りたくご依頼申し上げます。

### 記

#### <日本銀行への要望>

交付税特会証書貸付債権の与信担保適格対象化	従来より要望している内容であるが、各業態からの要望が強い為、再度依頼するもの。 信用面から適格担保として適当と考えられる。
-----------------------	--

#### <日本銀行からの回答>

同上	本行が適格とする担保は、信用度や市場性等に優れた有価証券とするというのが基本的考え方であり、現状譲渡性の面で有価証券に劣る証書貸付債権については、手形借入が構造的に減少をみている民間企業に対する債権に限って認めているものです。
----	---

以上

平成14年2月21日

各位

みずほフィナンシャルグループ  
富士銀行

CP新現先に関する基本契約書、及び付属覚書について

本年4月1日より、日本証券業協会が「「債券等の条件付売買取引の取扱いについて」(理事会決議)一部改正について(平成12年10月31日付)」にて示している通り、債券等の現先取引の形態が、従来の個別契約方式から、リスク・コントロール条項等を加えた基本契約書を事前に締結した上で、個別取引明細書を現先取引の都度交付するといったかたちへと変更となります。

本件対応におけるCP現先の取扱いについては、上記理事会決議一部改正と同日に示された「現先取引の整備・拡充についてのパブリックコメント」にて日本証券業協会の見解が示されており、「取引対象債券等の商品性を考慮し、当事者間の合意に基づき当該契約書等にリスク・コントロール条項を記載しないことに対応することも可能」と示されております。

さらに、本年1月10日には、日本証券業協会より「リスク・コントロール条項等を適用しない場合の基本契約書への手当ての方法」も示されております。

同協会の上記通知を踏まえ、弊行は、CP新現先対応として以下の基本契約書、並びに付属覚書を作成した次第であります。

- (1) 日本証券業協会の参考様式をそのまま使用した基本契約書、及びCP付属覚書
- (2) (1)の基本契約書からリスク・コントロール条項等を削除した基本契約書、及びCP付属覚書
- (3) (2)の基本契約書から債券に関わる条文を削除・修正したCP現先専用の基本契約書、及びCP付属覚書

弊行は、上記(1)での契約締結を基本としながらも、現先取引顧客の必要性に合わせ、(2)(3)の使用も念頭に置き、対応致したいと考えております。

これらの基本契約書、及び付属覚書については、あくまでも弊行の対応案であり、証券会社等の使用する様式と異なるケースもございます。各行、各社の皆様におかれましては、内容を十分にご検討の上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。特にスタート、及びエンド金額の算出方法については、各行、各社ごとにご判断が必要かと存じます。

以上

## 平成 13 年度議題一覧

4月26日(第1回)

- (1) 国債決済のRTGS化に関する追加措置の実施スケジュールについて
- (2) 利付金融債の代用証書の今後の取扱いについて
- (3) 今年度の運営について
- (4) その他  
    昨年度の取り纏め事項の全銀協ホームページ掲載について

5月24日(第2回)

- (1) 今年度の研究・検討事項のアンケート結果とスケジュール
- (2) 利付金融債の代用証書の今後について
- (3) その他  
    統一リファレンス番号について  
    CPのペーパーレス化法案の状況について

6月28日(第3回)

- (1) CLSの概要並びに短期金融市場に与える影響について
- (2) 利付金融債の代用証書の今後の取扱いについて
- (3) 統一リファレンス番号について
- (4) 日銀ネットRTGS化等に係る要望について
- (5) 短資取引担保センターの今後について

7月25日(第4回)

- (1) 日銀ネットに係る要望について
- (2) 短資取引担保センターの今後について
- (3) 日中コール市場活性化について

9月4日(第5回)

- (1) 短資取引担保センターの今後について
- (2) 日中コール市場活性化について
- (3) 短資取引におけるコール刻み幅について
- (4) 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧について

9月27日(第6回目)

- (1) 日銀ネットに係る要望についての日本銀行からの回答
- (2) 短資取引担保センターの今後について
- (3) 日中コール市場活性化について
- (4) コール取引の手形レスについて

10月24日(第7回)

- (1) 担保センターを利用した有担保コール取引の今後について
- (2) 日銀ネットに係る要望について
- (3) 日中コール取引の標準物について
- (4) コール取引の手形レスについて

11月27日(第8回)

- (1) 短資取引担保センターの今後について
- (2) 日中コール取引の標準物について
- (3) 短資経由のコール取引の手形レスについて
- (4) 交付税特会証書貸付債権の日銀担保適格化について
- (5) 短取研の要望に対する日銀の対応について

12月20日(第9回目)

- (1) 短資取引約定確認システムの利用料金について
- (2) 短資経由のコール取引の手形レスについて
- (3) 交付税特会証書貸付債権の日銀担保適格化について
- (4) 全銀協 TIBOR リファレンスバンク指定金融機関の募集について

1月25日(第10回目)

- (1) 短期社債等の決済実務について
- (2) 短資経由のコール取引の手形レスについて
- (3) 新担保センター検討状況の報告について

2月21日(第11回目)

- (1) 短資取引約定確認システムの利用料金について
- (2) CP新現先について
- (3) 短資経由のコール取引の手形レスについて
- (4) 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧について
- (5) その他

3月20日(第12回目)

- (1) 今年度取り纏め資料について
- (2) 来年度運営について
- (3) その他

## 平成13年度研究会構成メンバー

金融機関名	役職名	氏名
富士銀行	資金部次長	樋口 一成
三井住友銀行（～9月）	市場営業統括部 ALM企画グループ長	斎藤 淳一
UFJ銀行（10月～）	資金部次長	廣中 享二
横浜銀行	金融市場部グループ長	岩永 健
三菱信託銀行	総合資金部資金グループ グループマネージャー	伊藤 浩一
日本興業銀行	総合資金部次長	青砥 政孝
ドイツ銀行	ディレクター トレジャリー	京谷 憲
殖産銀行	東京事務所副長	本間 正徳
信金中央金庫	市場運用部円貨運用グループ次長	飛田 和宣
農林中央金庫	資金為替部部長代理（～6月）	三好 正司
	資金為替部部長代理（7月～）	新分 敬人
日興アセットマネジメント	資金・円債トレーディング室長	高橋 章
大和証券SMBIC	財務部次長	小原 明美
日本生命保険（～6月）	資金証券部課長	三輪 恭嗣
第一生命保険（7月～）	有価証券部資金債券グループ課長	高山 信一
三井海上火災保険（～6月）	財務企画部資金グループ長	久保 建一
住友海上火災保険（7～9月）	財務企画部資金チーム課長	木村 均
三井住友海上火災保険（10月～）	財務企画部資金グループ課長	久保 建一
東京短資	営業本部 執行役員営業部長	渡辺 昇